

子どもらしく過ごすことは、子どもが持っている「育つ権利」

「ヤングケアラー」と呼ばれる 子どもたちが心配されています。

ヤングケアラーとは、日常的に親やきょうだいのお世話をしたり、家事を行ったりする子どものこと。本当は大人がやるはずのことを子どもがやることで、勉強や部活、友達と遊ぶ「子どもらしい時間」が減り、その子の将来に良くない影響を与えてしまうとされています。



例えばこんな子どもたち



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

※参考 こども家庭庁HP

沖縄県ヤングケアラーチャンネル

友だち登録受付中!

LINEの友だち登録はこちら▶



子育てに悩んだり、虐待かも・・・と思ったら

まずは下記までお問い合わせください。

あなたの“気づき”が子どもたちの未来を守ります。

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく
189

子育て等に関する相談は、各市町村児童担当課でも受け付けています。

- 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

◎ 沖縄県

大人のための

沖縄県子どもの権利を尊重し 虐待から守る社会づくり条例

ハンドブック



「子どもの権利」 あなたはいくつ 知っていますか?

1人1人が 自由な 社会へ!

11月17日は「おきなわ子どもの権利の日」

11月17日～23日は「おきなわ子どもの権利週間」です。



子どもの権利を大切にし、子どもを虐待から守るための条例が制定されました！

沖縄県では、沖縄の子どもたちの権利を守るために、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定し、令和2年4月に施行しました。

全ての子どもは次の社会を担うかけがえのない存在です。子どもを一人の人間として、また権利の主体として尊重し、健やかな成長を保証することは社会全体の責務です。

大人の役目を考えよう。

子どもは、一人の人間です。

子どもの権利を尊重し、虐待から守るためには、保護者だけでなく地域や行政が連携し、虐待の早期発見と、虐待防止の環境づくりに努めていかなければなりません。



子どもの権利を守るために

子どもと大人は対等かつ全面的なパートナーです。子どもを子ども扱いすぎずに、子ども自身の選択・決定を大切にすることが重要です。

子どもの権利とは？

子どもの権利は、18歳未満の全ての子どもたちが持っているものです。世界中の子どもたちがしあわせに育ち、心も体も健康に生きていくために、1989年の国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。

県民の役割

県民は、子どもの権利についての理解を深めるとともに、虐待の防止や早期発見の協力を努めましょう。(条例 第6条「県民の責務」)

保護者の役割

保護者は、子どもが心身ともに健やかに成長できるように努めましょう。また、どんな理由があっても体罰をしてはいけません。(条例 第7条「保護者の責務」)

子どもの権利 4つの大切なこと

- 1 生きる権利**
住む場所があり、防げる病気で命が奪われないこと。
- 2 育つ権利**
勉強したり、遊んだりして、自分らしく育つことができること。
- 3 守られる権利**
暴力やひどい扱いを受けることのないように守られること。
- 4 参加する権利**
自由に発言したり、集まってグループを作ったりできること。

※参考 公益社団法人ユニセフ協会HP 子どもの権利条約

子どもの権利侵害！体罰は、絶対にダメ！

しつけと体罰の違いについて、悩んでいる方もいると思います。たとえしつけのためだと思っても、子どもの身体に何らかの苦痛を与える行為は体罰に該当し、法律で禁止されています。

体罰の始まりは、とても些細なことかもしれません。最初は軽いつもりでもエスカレートしてしまい、取り返しのつかない事故を引き起こすこともあるのです。

体罰以外にも、子どもへの暴言や、卑猥な行為、育児放棄など、子どもの健やかな成長に悪い影響を与える言動は絶対にいけません。

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、社会において自立した生活が送れるようにサポートする行為です。しつけをするときには、子どもの発達や状態に合わせて、どうすれば良いのか、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

気になる「子どもの権利」について Q&A

Q: 子どもの権利は、子どもの要求(わがまま)を許すということですか？

A: 子どもの権利を尊重するのは、わがままを許すということではありません。「野菜を食べたくない」「ゲームをやりたい」「寝たくない」等については、子どもの健全な成長のために、必要な範囲で子ども本人がやりたいことを制約しても構いません。何のために、どうして子どものやりたいことを制約するのか、きちんと説明し、子どもが理解してくれることが重要です。

Q: しつけとして、手をパチッとたたくことは、子どもに悪い影響はないでしょうか？

A: 手を軽くパチッと叩くことも体罰にあたり、子どもに恐怖感を与えてしまう可能性があります。体罰では子どもの善悪の判断や社会規範を育てることができず、それを見たほかの子どもにも悪影響を与えてしまいます。たとえしつけのつもりであっても、絶対にしてはいけません。

Q&A

Q: 子どもって何歳までのことなの?

A: 17歳まで。たとえば働いている子ども、17歳までは子どもなんだ。
ただし、18歳になっても、高校3年生までは子どもに入るよ。

Q: 権利があるから、子どもはなんでもしていいってこと?

A: 子どもの権利があるからと言って、なんでも自由にできるということではないんだ。自分がされて嫌なことは、相手にもしないことが大切だよ。

Q: 虐待ってどんなこと?

A: 虐待とは、お母さんやお父さんなどが、子どもを叩いたり、ひどい言葉をあびせたりして、子どもの心と体を傷つけることなんだ。

悩んでいる子がいたら、声をかけてあげよう!

もしかしたら、あなたの大切なお友達が、お家や学校で
トラブルに巻き込まれているかもしれないよ。
お友達の様子がおかしいと感じたら、話を聞いてあげてね。

一人で悩まず、相談しよう!

もし、あなたやあなたのお友達が悩んだり、困っていたら、
一人で悩まずに必ず相談してね。
あなたたちを助けるために、一緒に考えるよ。

子ども若者みらい相談プラザ **SoraE**

ソラエ(なは) 098-943-5335
ソラエ(なご) 0980-43-8300



児童相談所 虐待対応ダイヤル

でんわ 電話で 189

沖縄県ヤングケアラーチャンネル

友だち登録受付中!
LINEの友だち登録はこちら▶



おきなわ けん
沖縄県

子どものための

沖縄県子どもの権利を尊重し 虐待から守る社会づくり条例

ハンドブック



「子どもの権利」って
なんだろう?

ひとりひとり
1人1人が 自由な 社会へ!

11月17日は「おきなわ子どもの権利の日」

11月17日～23日は「おきなわ子どもの権利週間」です。



子どもの権利ってなんだろう？

子どもの権利は、世界中の全ての子どもたちが、
しあわせに生まれ、生きていくために、持っているものだよ。

4つの大切な子どもの権利！

どれも、子どもが生まれながらにして
持っている、守られるべきものなんだ！

1

生きる権利

住む場所や食べ物があり、
病気になったら治療を
受けられること。

あなたの命を
まも
守ってくれるよ！

2

育つ権利

勉強したり、遊んだりして、
自分らしく育つことが
できること。

ゆめむ
夢に向かって
チャレンジしよう！

3

守られる権利

暴力やひどい扱いを
受けることのないように
まも
守られること。

つらい時は
たす
助けてもらおう！

4

参加する権利

自由に発言したり、
あつ
集まってグループを
つく
作ったりできること。

自分の思いを
つた
伝えよう！

ポイント！

「権利」はあなただけでなく、あなたのお友達にもあるんだ。
自分の「権利」と同じくらい、お友達の「権利」も大切にしよう！

※参考 公益社団法人ユニセフ協会HP 子どもの権利条約

子どもらしく過ごすことも「育つ権利」のひとつだよ

親やきょうだいに何かがあって、あなたが代わりにお世話をすることが
あるかもしれない。もちろんお世話をするのは大切だけど、友達と遊んだり、
学校に行き勉強したりすることも、あなたが持っている大切な「権利」なんだ。



沖縄の子どもを守るための

約束ができた！

沖縄の子どもたちを守るために、

「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」ができたんだ！

子どもの権利を大切にして、

虐待から守るための約束ごとが書かれているよ。

たとえば、こんな約束が！

お母さんやお父さんが
まも
守ること

周りの大人が
まも
守ること

学校や施設の人が
まも
守ること

周りの人の助けを
か
借りながら、子ども
まも
を守り、愛情を
も
持って育てること。
たいばつ
体罰をしないこと。

子どもにとって
あんぜん
安全で、安心できる
まちをみんな
きょうりやく
協力してつって
いくこと。

学んだり、遊んだり
がしっかりできる
ようにサポート
すること。虐待や、
たいばつ
体罰などから
まも
守ること。

子どもの権利を守るのは、大人たちの役目！ 子どもは、周りのみんなに助けてもらおう！

「ヤングケアラー」とよばれる子どもたちが心配されているよ。



※参考 厚生労働省HP

1. 概要

ヤングケアラー等が抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようにするため、SNS (LINE) を活用した相談窓口を設置

2. 対象者

原則として沖縄県内に在住する18歳未満の方、またはその家族

3. 相談日・時間

11:00~20:00

(土日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

(メッセージの送信は24時間365日可能)

4. 相談方法

- ・QRコードを読み込む
- ・LINEのホーム画面で

「沖縄県ヤングケアラーチャンネル」と検索



カード

こんな悩み気軽に話してね /

- 家族のお世話が自分の時間が持てない
- 職場や学校で悩んでいることがある
- 友だちがヤングケアラーかも
- 自分の将来ややりたいことがわからない
- 辛いけど誰に相談していいかわからない

友だち登録募集中!

沖縄県ヤングケアラーチャンネル

LINEの友だち登録はこちら! >>

どんなところ? 沖縄県ヤングケアラーチャンネル

私たちが相談のります

最近ずっと家のことでモヤモヤして...

LINEを送ってくれてありがとうございます! おうちのことや何か困ったことや気になることがありましたか?

自分のこと話すの楽しそうなの...

どんな気持ち大丈夫、ささいなことでも気軽につぶやいてください!

こんなことを相談してね

- 家族や自分のこと
- 学校や職場での悩み
- 進学や就職に関する悩み
- ケアに関する悩み
- 将来の悩み

モモコ

ケンタ

年少期・思春期には外国ルーンの母をケアし、大学生・社会人では祖母の介護をしてきました。人には言えない愚問や愚問相談などなんでも聞かせてください。

僕は大手時代には認知症のおじいちゃんを介護していました。学校や家庭のことで悩んだら、モヤモヤしたら、いつでも気軽に相談を聞かせてください。

ポスター

大切にしたい、
あなたの今と未来

ヤングケアラーとは?
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものことをいいます。



障がいや病気のある家族のためにヤングケアラーが日常的にしていること

- 家計を支えるために労働をして助けている
- 幼い兄妹の世話をしている
- 買い物・料理・洗濯などの家事をしている
- 身体的なケアをしている (看病、食事、トイレの介助など)
- 精神的なケアをしている (話し相手になる、愚問を聞くなど)
- 通訳をしている

責任や負担の重さによりヤングケアラーが諦めてしまっていること

- 勉強や受験、進学
- 部活などの課外授業
- 自分だけの時間を持つこと
- 友だちと放課後に遊ぶこと
- 子どもらしく自由に夢を描くこと
- 理解されること
- 気軽に相談すること

SUPPORT LINE

一人では悩まず気軽につぶやいてね!

沖縄県ヤングケアラーチャンネル

友だち登録受付中!

LINEの友だち登録はこちら >>

- LINEでできること
- 家族のお世話の悩み
- 誰にも話せない家庭のこと
- 家族のお世話による友だちとの悩み
- 将来の悩み
- 進学や就職に関する悩み